

平成27年度補正予算編成方針

県内景気は、緩やかな回復基調にあるものの、個人消費がいまだ弱めの動きとなっており、本県では、投資的事業の切れ目ない執行による景気の下支えをはじめ、地域消費の喚起や雇用創出、移住促進などを図っているところである。

平成27年度は、次期長期総合計画の策定や地方創生のさらなる推進など、「安心・活力・発展」の大分県づくりに向けた新たな政策をこれまでの実績の上に積み上げ、ステップアップする重要な節目にあたる。とりわけ、少子・高齢化や本格的な人口減少を踏まえ、人を大事にし人を育て、仕事をつくり仕事を呼び、まちを活性化する「まち・ひと・しごと創生」を最重要課題として、現場主義を貫きながら政策県庁の総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

こうした考え方の下、補正予算の編成にあたっては、県政推進指針に掲げる重点項目について15億円の特別枠を設けるとともに、厳しい財政環境の中、持続可能な財政基盤を維持するため、財源の重点的かつ効率的な配分に努める方針であり、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

当初予算においては、義務的経費及び継続事業を主体に計上していることから、補正予算では、政策的経費の新規事業を中心に編成することとする。

補正予算は、限られた期間及び人員の中で編成し、執行することから、事業構築にあたっては、庁内はもとより、市町村や関係団体と事前に十分協議するとともに、既決予算の執行も考慮し、事業の発現効果にも留意すること。

なお、補正予算の編成においても、予算要求の概要を公表することとしている。

第二 歳入に関する事項

1 県税

経済情勢の推移、特に法人関係税や地方消費税の動向に留意のうえ、改めて年間徴収見込額を算定すること。

2 地方交付税

県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定すること。

3 国庫支出金

地方創生先行型交付金の上乗せ交付など、国の動向を十分に把握し、活用可能なものについては精査し計上すること。

4 基金繰入金

各種基金については、基金所管部と調整のうえ部局間連携を図り幅広く活用するとともに、国の交付金による基金については、その有効活用に努めること。

5 県債

県債残高に留意のうえ、有利な起債の活用に努めること。

第三 歳出に関する事項

予算要求は、原則として、平成26年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ）に対し、各部局ごとに、平成27年度当初予算と合わせ、次に示す基準の範囲内で要求すること。

1 政策的経費

(1) おおいた地方創生枠予算

各部局の要求枠とは別に、15億円の特別枠を設けるので、平成27年度県政推進指針に掲げる項目に則って、創意工夫をこらした新規事業を積極的に要求すること。なお、実質的継続となる組み替え新規事業は対象としないので留意すること。

(2) 政策予算（非投資）

平成26年度当初予算額の範囲内で要求すること。

なお、要求枠には、平成24年度特別枠予算の整理分を減算し、26年度予算における物件費等の節約額を加算する。

(3) 投資的予算

① 公共事業

国の内示を踏まえた所要見込額を要求すること。

なお、災害復旧及び災害関連事業における現年分については、平成26年度当初予算額（地方負担額ベース）の範囲内で要求すること。

② 一般国庫補助事業及び単独事業

平成26年度当初予算額（一般財源等ベース）の範囲内で要求すること。

2 経常的経費

管理予算及び部局枠予算については、当初予算において年間所要額を計上しているので、原則として補正は行わない。

3 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。

27年度予算における要求枠の概要

区	分	当初予算要求枠	補正予算要求枠	
政策的経費 (A経費)	特別枠予算	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおいた元気創出枠(3億円) 地域経済に効果をもたらす元気で前向きな取組に係る要求 	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおいた地方創生枠(15億円) 平成27年度県政推進指針に掲げた重点項目に係る要求 	
	政策予算 (非投資)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26年度当初予算額の範囲内 ・ 新規事業は、景気・雇用対策や子ども・子育て支援、高齢者福祉、防災・減災対策など喫緊の課題に対応するものについて、年度当初から執行が必要な事業は要求可 ・ 補助金のうち枠計上分については、前年度当初予算額の50%の範囲内 ・ 貸付金の旧債分は年間所要額、新規分は前年度当初枠の50%の範囲内(特別会計も同様とする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26年度当初予算額の範囲内 ・ 要求枠には、24年度特別枠予算の整理分を減算し、26年度予算における物件費等の節約額を加算 	
	投資的 予算	公共事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続事業を中心に26年度当初予算額の70%の範囲内 ただし、債務負担行為の歳出化分、市町村補助事業は年間所要額とし、上記の内数 ・ 災害復旧及び災害関連事業のうち、過年は年間所要額、現年は26年度当初予算額の70%の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の内示見込額の範囲内 ・ 災害復旧及び災害関連事業のうち、現年は26年度当初予算額の範囲内
		補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続事業を中心に26年度当初予算額の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26年度当初予算額の範囲内
		単独事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続事業を中心に26年度当初予算額の範囲内 ただし、枠計上分については、26年度当初予算額の70%の範囲内 	
	経常的経費 (B経費)	管理予算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費については所要額 	/
部局枠予算		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度当初予算額の範囲内 ・ 地域における諸課題に対応する要求については、上記枠に加算 	/	

※1 当初予算額は、一般財源等ベースを示す。ただし、公共事業については地方負担額ベースとする。

2 補正予算における政策予算及び投資的予算については、標記から平成27年度当初予算額を控除したものとす。